

最高裁判所 契約監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和5年7月5日(水) 最高裁判所中会議室
委員	委員長 野澤正充(立教大学法学部教授) 委員 山内久光(弁護士) 委員 佐々木伸(元会社員)
対象期間	令和4年10月1日～令和5年4月3日
契約の現状等の説明	令和4年度下半期における契約状況について
個別審議案件(5件)	<p>契約件名:資格審査システム及び修習資金貸与金事務管理システムの運用保守</p> <p>契約金額:1,584,000円</p> <p>契約締結日:令和5年4月3日</p> <p>契約方式:一般競争入札</p> <p>契約庁:最高裁判所</p>
	<p>契約件名:民事執行事件処理システム(新環境)用ライセンス等の購入</p> <p>契約金額:1,801,800円</p> <p>契約締結日:令和4年12月6日</p> <p>契約方式:不落随契</p> <p>契約庁:最高裁判所</p>
	<p>契約件名:人事情報データベースの改修(データセンタ基幹インフラ切替対応)</p> <p>契約金額:6,765,000円</p> <p>契約締結日:令和5年4月3日</p> <p>契約方式:一般競争入札</p> <p>契約庁:最高裁判所</p>
	<p>契約件名:家具等の購入</p> <p>契約金額:3,183,620円</p> <p>契約締結日:令和4年10月24日</p> <p>契約方式:一般競争入札</p> <p>契約庁:最高裁判所</p>
	<p>契約件名:図面製本等業務(単価契約)</p> <p>契約金額:1,537,470円</p> <p>契約締結日:令和5年4月3日</p> <p>契約方式:一般競争入札</p> <p>契約庁:最高裁判所</p>

委員からの意見・質問等、それに対する回答等	別紙のとおり
次回抽出委員の指定	佐々木委員を次回委員会における審議案件抽出委員に指定
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし
その他の	次回委員会の開催日は、追って日程調整する旨、確認した。 なお、開催方法については、言及していない。

(別紙)

意見・質問	回答等
<p>1 前回審議案件のフォローアップについて</p> <p>(意見) 性質随意契約とすることが相当である。</p> <p>2 個別審議案件</p> <p>(1) 資格審査システム及び修習資金貸与金事務管理システムの運用保守</p> <p>(問) 低落札率となった原因について、企業努力による値下げが行われたものと分析しているが、利益率を抑えたとしても、技術者料金単価や工数を下げることが難しいものと思われる。それ以上の分析はしていないのか。</p> <p>(問) 工数が多い場合、技術者料金単価を</p>	<p>(事務局) 令和4年度第2回契約監視委員会において、加除式刊行物の追録の購入を随意契約として整理することにつき引き続き検討されたいとの意見を受け、販売業者から次のとおり聴取した。</p> <p>① 追録は本体購入者に限って直接販売を行っており、追録のみを古書店を含む一般の書店や個人に対して販売していない。</p> <p>② 追録の販売時において転売を禁止する約定は設けていないが、販売業者において、これまで追録が転売された事実は確認していない。</p> <p>以上のことから、追録の購入は性質随意契約と整理することが相当と考えるが如何か。</p> <p>(答) 実際の利益率は把握していないが、落札者から徴取した参考見積書と契約見積書を比較すると、工数に変化はなく、技術者料金単価を下げていることが確認できる。したがって、結論のとおり分析した。</p> <p>(答) 入札結果を見ると、最高価と最安価</p>

<p>調整することも可能と思われるが、本件の工数程度ではそれも難しいと思われる。そうすると予定価格における技術者料金単価が高額であった可能性も否定できないように感じる。</p> <p>(意見) 本件では企業努力による値下げとして、技術者料金単価の値下げが行われたとしても、結果的には業務が適正に履行されるかどうかを注視する必要があると思われる。</p> <p>(2) 民事執行事件処理システム(新環境)用ライセンス等の購入</p> <p>(問) 予定価格積算のための参考見積書を徴取した3者のうち1者と不落随意契約の交渉を行ったとのことだが、入札意思のあった残り1者とは交渉していないのか。</p> <p>(問) 予定価格はどのように積算したのか。</p> <p>(3) 人事情報データベースの改修(データセンタ基幹インフラ切替対応)</p> <p>(問) 予定価格積算のための参考見積書を徴取した2者の金額が2倍程度の大きな乖離があるが、技術者料金単価と想定工数にどのような違いがあったのか。</p>	<p>には大きな乖離があり、入札者の間でも相当なバラつきがある。予定価格は概ねその中間値であったことを補足させていただく。</p> <p>(答) 入札意思のない1者を除く2者のうち参考見積額が安価な順に交渉したものである。結果的に最初に交渉した相手と交渉が成立した。</p> <p>(答) 参考見積書3者の比較のほか、供給元がウェブサイトで公表している価格とも比較して、最も低廉な金額を予定価格とした。</p> <p>(答) 技術者料金単価及び想定工数のいずれも違いがあったが、両者の想定工数について、当庁のデジタル人材からはいずれも相当との見解を受けたことから、安価な参考見積書の想定工数と当庁の技術者単価によって予定価格を積算した。</p>
---	--

(4) 家具等の購入

(問) 本件は先行調達した物品の同一品を調達するものであるから、先行調達において競争が働いていて、その価格に問題がなければ、本件が高落札となったとしてもそのことが独立して問題となることはないとも考えられる。先行調達の入札状況について説明してもらいたい。

(問) 本件の単価と先行調達における単価との比較はどうであったのか。

(5) 図面製本等業務(単価契約)

(意見) 直近の3箇年度とも、同一の業者による低落札が続いている特殊なケースではあるが、通常このような場合は1者による高落札になりがちであり、本件ではその正反対の状況となっていることから、業務の適正履行が確保されていれば、本件については問題がないものと思う。

(意見) 低落札ではあるが、これに留まらず、声掛けによる複数業者の参加を募る取組を続けてもらいたい。

(答) 先行調達は、入札期間も確保しており、入札者2者、落札率90%超であった。仕様についても参考規格品を2品程度掲げていた。

(答) 先行調達は数量が多く、調達スケールが本件とは異なるものの、両者の単価に大きな違いはなかった。